

遊技機事件（審決取消請求事件）	
事件の表示	平成 25 年（行ケ）第 10016 号 判決言渡：平成 25 年 12 月 10 日 担当部：知財高裁第 4 部
判決	審決取消
参照条文	特 29 条 2 項
キーワード	進歩性

1. 事案の概要

原告は、平成 17 年 12 月 13 日、発明の名称を「遊技機」とする特許出願（特願 2005-358358 号。請求項の数 1）をした。

特許庁は、平成 23 年 8 月 24 日付けで拒絶査定をしたため、原告は、同年 11 月 30 日、これに対する不服の審判を請求した。

特許庁は、これを不服 2011-25837 号事件として審理し、平成 24 年 12 月 3 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をした。

原告は、平成 25 年 1 月 16 日、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

2. 判決

審決を取り消す。

（取消理由）

引用例 2 には、相違点 1 ないし 3 に関する全ての技術的事項の開示があるとはいえず、引用発明 1 に引用例 2 に開示された技術的事項を適用する動機付けも認められないから、本願発明は、引用発明 1 及び引用例 2 に記載された技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたと認めることはできない。よって、これと異なる審決の判断には誤りがある。

3. 特許請求の範囲の記載

本件審決が判断の対象とした特許請求の範囲の請求項 1 の記載（平成 23 年 7 月 11 日付け手続補正書による補正後のもの。同補正後の請求項の数 3）は、次のとおりである。以下、請求項 1 に記載された発明を「本願発明」といい、本願発明に係る明細書を、図面を含めて「本願明細書」という。

なお、計 3 箇所の下線は、本書の作成が付した。3 つの下線部のうち下線を実線とした箇所は、本願発明と引用発明 1 との相違点 1 である。下線を点線とした箇所は、本願発明と引用発明 1 との相違点 2 である。下線を波線とした箇所は、本願発明と引用発明 1 との相違点 3 である。

【請求項 1】

遊技領域が形成され、当該遊技領域に向けて遊技媒体が打ち込まれる遊技盤と、
前記遊技盤の遊技領域に配置され、遊技領域に向けて打ち込まれた遊技媒体を受け入れ可能な第1始動口と、
前記遊技領域に向けて打ち込まれた遊技媒体が前記第1始動口に受け入れられたことを検出する第1始動検出手段と、
前記第1始動検出手段による遊技媒体の検出に基づいて抽選を行う第1抽選手段と、
前記第1抽選手段による抽選結果の導出を第1所定数の範囲内で留保する第1留保手段と、
前記第1抽選手段による抽選結果を一つの図柄または一つの図柄群によって導出可能な図柄表示領域、および、前記第1留保手段における留保状態を表示可能な留保表示領域を少なくとも有する演出表示手段と、
少なくとも前記第1留保手段による留保関連情報が前記留保表示領域に表示されるよう制御する留保表示制御手段を有する演出表示制御手段と、
前記第1抽選手段による抽選に当選したことに基づいて遊技者に所定の遊技価値を付与可能となる特別遊技を実行する特別遊技実行手段と、
を備える遊技機であって、
さらに、
前記遊技盤の遊技領域に配置され、遊技領域に向けて打ち込まれた遊技媒体を受け入れ可能な第2始動口と、
前記遊技領域に向けて打ち込まれた遊技媒体が前記第2始動口に受け入れられたことを検出する第2始動検出手段と、
前記第2始動検出手段による遊技媒体の検出に基づいて抽選を行う第2抽選手段と、
前記第2抽選手段による抽選結果の導出を第2所定数の範囲内で留保する第2留保手段と、
を備え、
前記特別遊技実行手段は、
前記第2抽選手段による抽選に当選したときにも、遊技者に所定の遊技価値を付与可能となる特別遊技を実行するものであり、
前記留保表示制御手段は、
前記第1留保手段による留保数がゼロであって且つ前記第2留保手段による留保数がゼロのときは、前記第1留保手段及び前記第2留保手段のいずれもが、それぞれの抽選結果の導出を前記第1所定数及び前記第2所定数の範囲内で留保するものであるにもかかわらず、前記第1留保手段による留保上限情報と前記第2留保手段による留保上限情報とのうち前記第1留保手段による留保上限情報のみを表示すべく、前記第1所定数に対応する数の第1空表示態様を一行に並べて表示する第1空表示制御手段と、
前記第1留保手段による留保数がゼロであって且つ前記第2留保手段による留保数がN

（ $1 \leq N \leq$ 第2所定数を満たす整数）であつたとしても、前記第2留保手段による留保上限情報を表示することなく、前記第2留保手段により留保されていることを示す第2留保表示態様を、前記一列に並べて表示された前記第1空表示態様の最も端の位置からN個並べて表示する第2留保数情報表示制御手段と、

を有し、

前記第1留保手段による留保数がゼロであつて且つ前記第2留保手段による留保数がゼロの状態において前記第2始動検出手段により前記遊技媒体が検出されたとき、前記最も端の位置に表示された前記第1空表示態様に代えて前記第2留保表示態様を、前記第2留保数情報表示制御手段により表示し、該表示された前記第2留保表示態様に続いて前記第1所定数に対応する数の前記第1空表示態様を、前記第1空表示制御手段により並べて表示することを特徴とする遊技機。

4. 裁判所の判断

「引用発明2は、第一種の遊技と第二種の遊技の2種類の変動表示ゲームの確定タイミングに時間差を設け、遊技者が同時に行われる複数の変動表示ゲームの結果を気にすることなく、わかりやすいゲーム進行が可能な遊技機を提供することを目的としており、発明の効果としては、第一の特別遊技に関連した識別情報の変動と、第二の特別遊技に関連した可変大入賞口の開閉が同時に達成することがないので、双方の遊技を存分に楽しむことが可能になること、第一の入賞口への入賞に基づく保留と第二の入賞口の入賞に基づく保留が、保留記憶手段に記憶されたことが一目瞭然なので、遊技者は保留状態を即座に把握できるとともに、これを受け、保留状況に応じた最適な遊技を行うことが可能になることが挙げられている。また、第二種の遊技の保留について保留可能な上限に達していない場合に、第一種の遊技と異なって、「予」といった表示を行わない理由については、何らこれを示唆する記載はない。そして、引用例2に記載された実施例については、第一種の遊技の保留数は4個であるのに対し、第二種の遊技の保留数は1個であることからすると、引用発明2は、これを前提として、第一種の遊技については、保留可能な上限を「予」という形で示す必要があるが、第二種の遊技については、保留数は1個しかないので、保留状態だけを表示することにすれば、遊技者は第二種の遊技の保留状態について確実に把握できることを前提としたものであり、第一種の遊技と異なって、あえて第二種の遊技について保留の上限を表示しないことにしたのではないと理解することができる。

そうすると、本件審決が認定した技術的事項A（※）については、「第一留保手段による留保上限情報」について、「前記第1所定数に対応する数の第1空表示態様を一列に並べて表示する第1空表示制御手段」が記載されているということではあるが、引用例2の記載から、「第1留保手段による留保上限情報と第2留保手段による留保上限情報とのうち前記第1留保手段による留保上限情報のみを表示すべく」という技術的事項が開示さ

れていると認めることはできない。

また、技術的事項B（※）については、「第2 留保表示態様を、前記一列に並べて表示された前記第1 空表示態様のもっとも端の位置に表示する」ことが記載されているということができるが、「前記第2 留保手段による留保上限情報を表示することなく、」という技術的事項が開示されていると認めることはできない。

さらに、引用発明1 は、2 種類の第一種の遊技について、確定タイミングに時間差を設け、遊技者が同時に行われる複数の変動表示ゲームの結果を気にすることなく、分かりやすいゲーム進行が可能な遊技機を提供することを目的としており、変動表示装置は、2 種類の変動表示ゲームについて、いずれも、留保上限情報と現在の留保状態の有無と数を明示するものであり、本願発明のように、第2 留保手段による留保上限情報をあえて表示しないことにより、遊技者から見れば留保上限が増えたように感じることができ、興味が高められるといった目的、手段、効果を示唆する記載は見当たらない。

そして、引用発明2 についても、その目的、効果は、引用発明1 と同様であり、変動表示装置は、実施例についていえば、第一種の遊技と第二種の遊技の留保上限数を前提として、遊技者から見て留保状態の有無及び数と留保上限数との関係が明確に分かるように表示しており、本願発明のように、第2 留保手段による留保上限情報をあえて表示しないことにより、遊技者から見れば留保上限が増えたように感じることができ、興味が高められるといった目的、手段、効果を示唆する記載は見当たらない。

そうすると、引用発明1 及び引用発明2 は、実質的に「わかりやすいゲーム進行が可能な遊技機を提供する」という共通の目的を有しているものの、引用発明1 に、本願発明のような第2 留保手段による留保上限情報をあえて表示しないことにより、遊技者から見れば留保上限が増えたように感じることができ、興味が高められるといった目的を達成し、またこのような効果を得るために、相違点1 ないし3 について、引用発明2 を適用する動機付けはないといわざるを得ない。

以上によれば、引用例2 には、相違点1 ないし3 に関する全ての技術的事項の開示があるとはいえず、引用発明1 に引用例2 に開示された技術的事項を適用する動機付けも認められないから、本願発明は、引用発明1 及び引用発明2 に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたと認めることはできない。」

(※) [本件審決が認定した技術的事項 A、B (引用例2 に記載)]

ア 技術的事項A

「第1 留保手段による留保上限情報と第2 留保手段による留保上限情報とのうち前記第1 留保手段による留保上限情報のみを表示すべく、前記第1 所定数に対応する数の第1 空表示態様を一列に並べて表示する第1 空表示制御手段」

イ 技術的事項B

「前記第2 留保手段による留保上限情報を表示することなく、第2 留保表示態様を、前記

一列に並べて表示された前記第 1 空表示態様の最も端の位置に表示する」という技術的手段

以上